

○盛岡市女性センター条例施行規則

平成12年 5月31日規則第42号

改正

平成17年 3月31日規則第37号

盛岡市女性センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市女性センター条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市女性センター使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する女性センターにあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、子どもの部屋の使用（貸切使用を除く。）に係る同項の許可を受けようとするときは、口頭で当該許可の申請を行うことができる。

2 前項本文の申請は、女性センターを使用しようとする日の3月前から使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし、市長が女性センターの管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 条例第5条第1項の許可は、盛岡市女性センター使用許可書の交付をもってする。ただし、前条第1項ただし書の許可は、口頭での通知をもってする。

2 前項本文の許可書の交付を受けた者は、女性センターを使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(指定管理者の指定の手續)

第4条 条例第11条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市女性センター指定管理者指定申請書に女性センターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつては盛岡市女性センター指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市女性センター指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第5条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市女性センター指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨を女性センターにおいて公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第13条第1項の市長が定める事項)

第6条 条例第13条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び女性センターの長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成12年6月1日）から施行する。

附 則（平成17年規則第37号抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条、第18条及び次項の規定は平成17年4月1日から、第28条（第7条及び第8条の改正規定中「別表第3第1号の表の備考2」を「別表第3第1号の表の備考3」に改める部分に限る。）の規定は公布の日から施行する。